特別養護老人ホーム石垣の里(介護予防)短期入所サービス利用料金表

1. 介護保険制度の利用者負担について

利用者負担=介護費用+居住費+食費+日常生活費

2. 利用料金

原則として下記の通りです。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定 の内容に基づいた負担額となります。

①施設利用料(介護保険サービスの1割)(1日あたり)

【 平成30年4月1日からの料金表 】

要介護度	多床室	
要支援1	437	円
要支援2	543	円
要介護1	584	田
要介護2	652	円
要介護3	722	円
要介護4	790	円
要介護5	856	円

②その他加算される料金

加算の種類		1日あたりの自己負担額		
機能訓練指導体制加算		1日あた	こり 12	円
看護体制加算 I (口)		1日あた	こり 4	円
看護体制加算Ⅱ(口)		1日あた	こり 8	円
看護体制加算皿(イ)		1日あた	こり 12	円
看護体制加算Ⅲ(口)		1日あた	こり 6	円
看護体制加算IV(イ)		1日あた	こり 23	円
看護体制加算IV(口)		1日あた	こり 13	円
認知症ケア加算 I		1日あた	こり 3	円
認知症ケア加算Ⅱ		1日あた	こり 4	円
認知症行動心理症状緊急対応加	算(7日を限度)	1日あ7	こり 200	円
若年性認知症利用者受入加算		1日あ7	こり 120	円
送迎体制加算		H	ī道 184	円
療養食加算		1日あ#	こり 8	円
在宅中度者受入加算(看護体制加算 I 又は皿(イ)若しくに	は(ロ)を算定している場合)	1日あ7	こり 421	円
在宅中度者受入加算(看護体制加算 II 又はIV(イ)若しくに	は(ロ)を算定している場合)	1日あか	とり 417	円
在宅中度者受入加算(看護体制加算 I・II(イ)又は(ロ)・II・IV(イ)又は(ロ)を算定している場合	1日あた	とり 413	円
在宅中度者受入加算(看護体制加算を算	定していない場合)	1日あ	こり 425	円
サービス提供体制加算 I(1)		1日あ7	こり 18	円
サービス提供体制加算 I(2)		1日あた	こり 12	円
サービス提供体制加算 Ⅱ		1日あ7	こり 6	円
サービス提供体制加算皿		1日あた	こり 6	円
夜勤職員配置加算 I		1日あか	こり 13	円
夜勤職員配置加算Ⅱ		1日あた	たり 18	円
夜勤職員配置加算Ⅲ		1日あ <i>†</i>	こり 15	円
夜勤職員配置加算Ⅳ		1日あ7		円
介護職員処遇改善加算	全体の利用単位の	の6%が算定されます。	利用日数に	応じて変動します。

[※]その他、滞在費・食費・医療費等がご本人の負担になります。

食費及び居住費

一日当たりの負担限度額

利用者負担額	食費	居住費					
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		ユニット型	従来型個室	従来型多床			
第1段階	300円	820円	320円	0円			
第2段階	390円	820円	420円	370円			
第3段階	650円	1,310円	820円	370円			
第4段階	1,380円	1,970円	1,150円	840円			

介護保険負担限度額認定証の対象者

※第1段階~第3段階に該当される方で、預貯金等の合計で1,000万(夫婦は2,000万円)以下の方 第1段階

・世帯の全員(世帯を分離している配偶者も含む)が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、もしくは生活保護受給者

第2段階

・世帯の全員(世帯を分離している配偶者も含む)が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額、遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80万円以下の方

・世帯の全員(世帯分離している配偶者も含む)が市民税非課税で、利用者負担第185時、第285時に対当されたい方

1段階・第2段階に該当されない方

第4段階

・介護保険負担限度額認定証の対象外の方

[※]上記の加算は今後の体制状況に応じて変更になる場合があります。